

事 務 連 絡
平成 25 年 3 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）血液事業担当者 様

厚生労働省医薬食品局血液対策課

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の公布について

日頃より血液事業の推進につき格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和 31 年法律第 160 号）第 2 条で、「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品であつて、厚生労働省令で定めるものとされ、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下規則という。）別表第 1 にその範囲が規定されているところです。

今般、新たに、人の血液から製造される血液製剤である「ヘミン」が承認されたことに伴い、規則別表第一に「ヘミン」を追加することを改正内容とする「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 25 年厚生労働省令第 31 号）が公布、施行されましたので、別添官報の写しをお送りいたします。



